平成２７年（フ）第５６５７号
東京都江戸川区大杉２丁目９－８－301
債務者　三谷　　環
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　義孝
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７２７号
東京都国立市富士見台４丁目17－１－３－107
債務者　加藤　浩樹
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小石川　哲
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５３号
仙台市若林区蒲町字東46番地の４　14－３Ｂ２Ｌ－サンデュエルＢ502
債務者　齋藤　テル
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
宮城県宮城郡松島町高城字浜37番地の７
債務者　竹田　善江
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８８号
仙台市太白区八木山香澄町３番22号
債務者　古橋　祐二
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目22番３号　ハイコーポ鶴巻207
債務者　宮城たい子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
秋田県大館市有浦６丁目１番17号、借入時住所秋田県大館市字観音堂439番地６
債務者　小野　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第９号
富山県魚津市川縁1113番地３　イムーブルＫＥＩＨＡＮ　Ａ101、旧住所富山県黒部市田家新842番地１　グリーンフィールドＢ棟101号
債務者　宝田恵梨子（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１４３号
岐阜県関市美和町１番地８
債務者　谷口　大将
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４号
岐阜県関市美和町１番地８
債務者　谷口百枝こと　李　　百枝
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５号
岐阜市柳津町南塚５丁目97番地１　木の住まい壱の蔵１号室
債務者　瀬川　博之
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０号
岐阜市今嶺２丁目６番６－202号　サンビーム八代
債務者　栗田　忠博
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９０号
三重県津市香良洲町1272番地
債務者　松島　元春
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９１号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番３－303号、住民票上の住所滋賀県東近江市野口町322番地２、前住所滋賀県東近江市野口町416番地18
債務者　牛島　文男
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９２号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番３－303号、住民票上の住所滋賀県東近江市野口町322番地２、前住所滋賀県東近江市野口町416番地18
債務者　西田　信昭
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６２号
鳥取県米子市富益町110番地11　２号棟、前住所鳥取県米子市上新印255番地３
債務者　小杉　文夫
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部